

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会の結果について

自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

1. 検討会について

生物多様性地域連携促進法※（平成 23 年 10 月施行）を活用し、生物多様性分野において今後さらなる地域の連携の促進を図るため、関係省庁、有識者、自治体により現状を共有し、課題や今後の方向性を検討（検討会経緯、構成メンバーは 5 ページ参照）。

※生物多様性地域連携促進法の概要

正式名称：「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」

目的：生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

① 地域連携保全活動計画の作成

- ・市町村は、国が策定した「基本方針」に基づいて「地域連携保全活動計画（以下「活動計画」という。）」を作成することが可能。
- ・NPO 法人等は、市町村に対し、活動計画の案の作成について提案することが可能。
- ・活動計画に位置づけられた活動については、自然公園法等の法律に基づく許可や届出など一部の手続が不要となる特例措置あり。（計画作成時に国又は都道府県に協議）。

② 地域連携保全活動支援センターの体制確保及び情報提供・助言等

- ・地方公共団体は、関係者間における連携・協力のあっせん、生物多様性保全に関する有識者の紹介やその他の必要な情報の提供や助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制の確保を行う努力義務あり。

2. 報告書の概要

法施行後 6 年が経過しているが、活動計画の策定は 13 件、地域連携保全活動支援センターの設置も 13 自治体にとどまっており、本制度に対する地域の取組は十分に浸透しているとは言えない状況であり、本制度を有効に活用していくことが課題である。

以下の基本的方向性を踏まえ、短期的、長期的視点を持ち、具体的取組を推進していくべきである。

(1) 現状

表 1 環境省によるこれまでの施策

取組名	主な内容	実施年度等
生物多様性地域連携促進法のあらまし(パンフレット)の作成	法律の背景・概要、地域連携保全活動の例等について紹介	平成23年10月初版発行 平成25年9月第2版発行
地域連携保全活動計画作成の手引きの作成	地域連携保全活動の概要、計画の作成手順等について解説	平成24年3月発行
地域生物多様性保全活動支援事業(交付金事業)による計画策定支援	事業の対象として地域連携保全活動計画の策定を支援	平成24年度～26年度
ウェブサイトによる情報提供	環境省ウェブサイト「生物多様性」内に特設サイト開設 国の支援等を一元的に発信する媒体として機能	平成24年度～
生物多様性地域連携促進セミナーの開催	全国3地域でセミナーを開催 同法の意義の他、各地域における先進事例を紹介	平成24年度
地域連携保全活動推進アドバイザーの派遣	個別の助言・指導を行うアドバイザーを派遣する『地域連携保全活動推進アドバイザー派遣事業』を実施	平成25年度
地方自治体意見交換会の開催	年1回、計画策定自治体の担当者による意見交換会を実施	平成25年度～
生物多様性保全推進支援事業(交付金事業)へのメニュー追加	事業の対象に生物多様性地域連携促進法に基づく計画の作成又は同計画に基づく事業であって、生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等を追加	平成29年度～

表 2 地域連携保全活動計画の作成状況

年度	作成数	地域名
平成24年度	1	山口県宇部市
平成25年度	7	北海道後志地域、神奈川県秦野市、石川県珠洲市、長野県飯山市、京都府木津川市、兵庫県西宮市、沖縄県大宜味村
平成26年度	1(1)	(栃木県小山市)、岡山県真庭市
平成27年度	3	愛媛県松山市、愛媛県西条市、東京都あきる野市
平成28年度	1	兵庫県神戸市

※ 小山市は計画期間満了につき、13地域には含まれていない。

表 3 地域連携保全活動支援センターの設置状況(平成29年8月調べ)

年度	設置数	自治体
平成24年度	5	青森県、愛知県、長野県、千葉県、愛媛県
平成25年度	0	—
平成26年度	4	北海道、栃木県小山市、愛知県名古屋市、滋賀県
平成27年度	3	奈良県橿原市、大阪府堺市、徳島県
平成28年度	0	—
平成29年度	1	兵庫県

(2) 課題・取組の推進方策

【基本的方向性】

1. <各主体の特徴を踏まえた連携性の向上>

「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」第2章3「多様な主体に期待される役割」に記載されている各主体の役割を改めて確認するとともに、上記の課題を踏まえ、各主体に対してこれまで以上に、その特徴を生かした役割が期待されていることの認識を促進する。

2. <活動の持続性・継続性の向上>

活動の持続性が重要であるとの認識を高める必要がある。具体的には、継続のための財源の重要性に対する認識を高め、活動自体が収益を生む仕組みの構築など、活動の資源の獲得に関する方法論を獲得する。また、多様な主体の継続的参加を可能とするため、活動による生物多様性の保全等に対する貢献の明確化や効果の見える化を推進する。

3. <地域の資源管理や活性化等への貢献>

生物多様性保全のための活動を核としつつ、活動の幅を広げることや、関連する諸活動との連携を通して、地域資源としての自然環境の適切な管理を促し、地域活性化や域外の人々との交流による地域課題の解決へと結びつける。

【具体的取組】

対応を要する課題	各課題に対する取組の推進方策	
1. 地域連携保全活動 計画作成の意義、 効果の発揮	(1) 活動計画の作成意義の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成意義の明確化（活動を公の計画に位置付けることにより、多様な主体の支援を得て、活動の継続性を確保）
	(2) 活動計画の作成労力の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画を他の計画に内部化して位置づけ
	(3) 制度の周知の改善・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、センター等による NPO 法人や事業者への制度の周知の強化 ・優良取組事例の整理、情報提供
2. 地域連携保全活動 支援センターの 設置促進、機能強化	(1) 既存の組織・施設の活用を含む簡素なセンターの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部署、施設を活用したセンター（窓口やプラットフォーム）開設の促進（NPO 交流プラザ、ボランティアセンター等） ・全都道府県での早期のセンター設置 ・都道府県の実情に応じたセンター設置の考え方等の提示
	(2) 能動的かつ戦略的な連携促進のための機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・期待される以下の役割発揮のため、地域の関係部局との連携のための情報交換の実施（センターの役割） ・各活動の進捗管理や評価を担い、活動を改善 ・地域の総合計画との関係を整理し、活動計画作成や活動内容を誘導 ・地域住民が大切にしたい身近な自然の保全に貢献

	(3) 専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・研修制度の活用による人材育成（環境パートナーシップ研修等） ・既存施設（NPO 交流プラザ等）のスキルの活用 ・近隣の教育・研究機関、専門家等との連携強化
	(4) 環境省とセンターの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省から各センターへ各種研修制度の周知 ・全国のセンター一覧の公表・周知 ・各種顕彰制度・表彰制度の情報提供 ・センターの愛称の検討
3. 活動の資源（資金・担い手）の持続的な確保	(1) 活動資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の中で資金を生み出す仕組みの紹介（資源のブランド化、エコツーリズム、森里川海プロジェクト等） ・活用可能なメニューの提示（生物多様性保全推進支援事業、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、多面的機能支払交付金、統合河川環境整備事業、水産多面的機能発揮対策事業、地方自治体の事業等） ・地域自然資産法の入域料、国立公園協力金等の情報提供
	(2) 事業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者参画による活動と事業者双方へのメリットの認識強化 ・事業者が参画しやすい条件（地域ぐるみの取組体制構築等）を把握し、活動団体や地方公共団体に提示
	(3) 他の分野との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・親和性の高い政策分野との関連性を整理し、これらの部局や事業者等との連携を強化 ・多様な部局が連携し実行している事例情報の共有
4. 所有者不明又は所有者の協力が得られない土地への対応	(1) 関連制度の対応状況の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の多様性を保全するための既存制度の紹介（外来生物法、種の保存法の改正）

<参考>

○生物多様性地域連携促進法ウェブサイト

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_inst/index.html

※報告書等の資料はこちらから確認いただけます。

3. 検討会後の取組

- ・生物多様性保全推進支援事業交付金（地域における生物多様性の保全・再生に資する活動に対し、国が経費の一部を交付）に、支援センターの設置又は体制構築を支援するメニューを平成 30 年度より追加
- ・平成 30 年度予算において、地域都道府県に対し全都道府県での支援センター設置を呼びかけ
- ・地域連携保全活動に活用可能な環境省、農林水産省の交付金等一覧及び支援センター職員向けの研修一覧を各支援センターへ周知

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会 概要

■経緯

平成 29 年 10 月 31 日 第 1 回検討会（検討課題の整理）

○施行状況の説明、関係自治体ヒアリング、検討課題の整理

平成 29 年 11 月 20 日 第 2 回検討会（対応方針の検討）

○関係団体ヒアリング、検討課題ごとの対応方針の整理・検討、
報告書（素案）の検討

平成 29 年 12 月 18 日 第 3 回検討会（報告のとりまとめ）

○検討課題ごとの対応方針の確認、報告書のとりまとめ

■構成メンバー

(50 音順：敬称略)

No.	氏名	所属
有識者		
1	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科・教授
2	石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
3	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部・教授
4	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授
5	高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会自然保護部・副部長
6	竹田 純一	東京農業大学・学術研究員、里地ネットワーク・事務局長
7	土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院・教授
関係自治体		
8	中村 貢	秦野市環境産業部森林づくり課・課長
9	村上 裕	愛媛県県立衛生環境研究所生物多様性センター・主任研究員
関係省		
10	中川 一郎	農林水産省大臣官房政策課環境政策室・室長
11	東 佑亮	国土交通省総合政策局環境政策課・課長補佐
12	長田 啓	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室・室長

※事務局：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

※○印は座長